

令和7年

第3回市議会定例会 議案第10号

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準
を定める条例（平成30年函館市条例第24号）の一部を次のように改
正する。

第18条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
の一部改正に伴い規定を整備するため